

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録目次

第1号 (3月29日)

| | |
|---|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員(10人) | 1 |
| 欠席議員(なし) | 1 |
| 説明員出席者 | 2 |
| 議会局職員出席者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議案第1号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて | 3 |
| 議案第2号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて | 3 |
| 報告第1号 専決処分の報告について | 3 |
| 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会会議規則の一部を改正することについて | 18 |
| 一般質問 | 19 |
| 5番 阿蘇 佳一議員 | |
| 質問内容 1 経営安定化及び現状の広報について | 19 |
| 2 コロナ禍における斎場の運営について | 19 |
| 6番 田中 志摩子議員 | |
| 質問内容 1 伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設更新計画について | 24 |
| 3番 横山 むらさき議員 | |
| 質問内容 1 はだのクリーンセンターの災害対策について | 28 |
| 閉 会 | 31 |
| 署名議員 | 33 |

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録

議事日程

令和3年3月29日（月）午前9時30分

秦野市議会本会議場

第1 会期の決定

第2 議案第1号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

第3 議案第2号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて

第4 報告第1号 専決処分の報告について

第5 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会会議規則の一部を改正することについて

第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6 議事日程に同じ

出席議員（10人）

| | | | |
|----|----------|-----|-----------|
| 1番 | 八 尋 伸 二 | 2番 | 谷 和 雄 |
| 3番 | 横 山 むらさき | 4番 | 風 間 正 子 |
| 5番 | 阿 蘇 佳 一 | 6番 | 田 中 志 摩 子 |
| 7番 | 小 沼 富 夫 | 8番 | 山 田 昌 紀 |
| 9番 | 安 藤 玄 一 | 10番 | 相 原 學 |

欠席議員（なし）

説明員出席者

| | | | |
|--------------------|-----------|---|-----------|
| 組 合 長 | 高 橋 昌 和 | 秦 野 市 環 境 産 業 部 長 | 沼 崎 千 春 |
| 副 組 合 長 | 高 山 松 太 郎 | 伊 勢 原 市 經 済 環 境 部 長 | 辻 雅 弘 |
| 事 務 局 長 | 小 清 水 雅 之 | 秦 野 市 環 境 産 業 部 参 事 兼 環 境 資 源 対 策 課 長 | 古 尾 谷 明 美 |
| (総務課) 参事兼総務課長 | 内 海 元 | 伊 勢 原 市 經 済 環 境 部 参 事 | 石 田 康 弘 |
| 庶 務 班 主 幹 | 進 藤 晋 | 兼 環 境 美 化 セ ン タ ー 所 長 | |
| (施設課) 施 設 課 長 | 小 島 正 之 | | |
| 計 画 ・ 管 理 班 技 幹 | 吉 江 正 範 | | |
| 葬 祭 施 設 班 技 幹 | 吉 野 広 幸 | | |
| (工場) 工 場 長 | 廣 田 厚 志 | | |
| 施 設 管 理 班 技 幹 | 関 原 孝 雄 | | |

議会局職員出席者

| | |
|----------------------|---------|
| 議 会 局 長 | 小 泉 康 男 |
| 議 事 政 策 課 長 | 國 廣 太 清 |
| 課 長 代 理 (議 事 担 当) | 吉 藤 直 |
| 議 事 担 当 主 任 主 事 | 尾 崎 祐 輔 |

午前 9時49分 開 会

○相原 學議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○相原 學議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において安藤玄一議員、八尋伸二議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○相原 學議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第1号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

日程第3 議案第2号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○相原 學議長 次に、日程第2 「議案第1号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」から日程第4 「報告第1号・専決処分の報告について」まで、以上の3件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 おはようございます。令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会に提出した令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案を審議いただくに当たり、組合運営についての所信の一端を述べさせていただきます。

早いもので、組合長の大役を担ってから4年目を迎えました。引き続き、本組合の課題の解決に向

けて全力を尽くす決意をしているところであります。

昨年は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、試練の1年間でした。医療や公衆衛生の整備が進んだ今日にあって、このたびの新型コロナウイルスが我々に及ぼした影響は想像を大きく上回るものであり、生活様式をまさに一変させるものでした。

このようなコロナ禍の状況においても、本組合が運営する施設は、いずれも秦野、伊勢原両市民の良好な生活環境を維持するために重要な施設であることから、引き続き感染症対策を徹底しつつ、安定的な管理運営を継続していかなくてはなりません。

今後、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進むことで、落ち込んだ地域経済もコロナ禍以前の状態に回復していくことが期待されますが、本組合の事業活動において最も重要な財源は、秦野市及び伊勢原市からの分担金となりますので、今まで以上に緊張感を持った財政運営に取り組んでいく必要があります。

また、近年多発している異常気象や地震等の自然災害が発生した際、あるいは本組合のごみ処理施設に不測の事態が生じた際に、災害廃棄物等を滞りなく処理することが大きな課題となっていることから、昨年の11月に両市及び本組合と民間の廃棄物処理事業者の4者間で災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結するなど、備えの強化に努めたところです。

現在、本組合では、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化とその早期移行、不燃・粗大ごみ処理施設の再整備などの重要課題を抱えております。

令和3年度は、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の中間目標年度であり、両市とともに改定作業を進めることとなりますので、これら諸課題の解決に向けた道筋を示せるよう努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本組合が担うごみの中間処理から最終処分までの各分野において、両市と緊密に連携を図りながら、地域に根差した安全で安定的な施設運営を最優先とし、限りある財源の有効活用と、効果的、効率的な組合運営に着実に取り組んでまいります。

最後に、昭和36年5月に設立された本組合は、本年5月に設立60周年を迎えます。これもひとえに議員並びに本組合施設の地元自治会をはじめとする秦野、伊勢原両市民の皆様をはじめ、関係機関の方々の御理解と御協力のたまものであると深く感謝しているところであります。今後も引き続き、御支援をお願い申し上げます。

さて、本組合の業務の状況について若干説明します。まず、秦野斎場については、コロナ禍において密集、密接を避け、業務を継続するため、全ての来場者にマスクの着用、手指消毒や換気の徹底、少人数での会葬をお願いするとともに、会葬者の動線を分けることで別グループの会葬者との接触を最小限にするなど、感染予防策を講じ、安心して御利用いただけるよう運営しています。

次に、栗原一般廃棄物最終処分場については、地元からの要望を踏まえ、大雨対策の一環として実施しました堰堤のかさ上げ工事が完了いたしました。

また、令和2年度に搬入された可燃ごみの状況については、本年2月末時点での実績では、令和元年度の同時期に比べ、マイナス2.3%、量にして1,239トンの減少となっております。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入状況については、同じく本年2月末時点での実績では、令和元年度の同時期に比べ、プラス16.3%、量にして543トン増加しております。

ごみ量の増減、変動に関しては、両市の減量施策などに加え、令和2年度はコロナ禍による生活様式の変化、経済活動の制限等が大きく影響していると推察されますが、本組合といたしましても、はだのクリーンセンターの施設見学や自主事業の機会等を捉え、ごみの減量化、資源化による循環型社会の実現に向け、引き続き一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

続いて、環境保全対策について申し上げます。はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場では、定期的な環境測定を行っていますが、前年度同様、全ての項目で法令に定める基準値を下回る結果を得ており、引き続き維持管理に万全を期し、地域環境の安全確保に努めます。

それでは、本組合の令和3年度の主な事業について説明します。

まず、秦野斎場については、令和2年第4回定例会で議決いただいた指定管理者による管理運営を4月から開始します。民間企業の能力を生かすとともに、本組合と指定管理者の双方が手を携えることで、より一層の市民サービス向上を図り、故人との別れをしのぶ大切な場にふさわしい施設として、適正に管理運営するよう取り組んでまいります。

次に、じん芥処理事業です。はだのクリーンセンターについては、現在の長期包括運營業務委託が本年4月1日で6年目を迎えます。引き続き、焼却処理の安全性、安定性を確保し、効率的かつ計画的な施設の管理運営に取り組んでまいります。

また、ごみ焼却の際に発生する余熱については、効率的な燃焼管理を行うことで、発電量が最大限になるよう努め、売電収入の安定確保を図ってまいります。

さらに、はだのクリーンセンターから発生する焼却灰については、現在、その一部を民間施設で資源化処理しておりますが、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立て終了後は、全量を圏域外の民間施設で安定的に処理できるよう、引き続き、搬出先の確保に努めてまいります。

次に、伊勢原清掃工場の90トン焼却施設及び粗大ごみ処理施設につきましては、計画的かつ効率的な施設の保全、整備に努めるとともに、厳しい財政事情を踏まえ、経済性と安全性を両立させた維持管理に取り組んでまいります。

栗原一般廃棄物最終処分場については、令和5年度末の埋立て終了期限まで余すところ3年となりましたが、伊勢原市における跡地利用の検討結果も踏まえた計画的な埋立て処分、適正な浸出水処理に努めてまいります。

以上、令和3年度における組合事業の概要について述べましたが、新年度の予算編成に当たっては、秦野市及び伊勢原市からの分担金が歳入の約65%を占めることから、依然として厳しい両市の財政状

況を踏まえ、事業の内容や優先度等を精査し、限られた財源の中で最大の成果を上げることができるよう努めたものであります。

引き続き、本定例会に提出した諸案件について説明いたします。提出いたしました案件は、令和3年度予算案、令和2年度補正予算案及び専決処分の報告についての、議案2件、報告1件の合わせて3件です。

初めに、「議案第1号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」です。予算総額は27億7,400万円で、前年度に比べ1億3,000万円、4.48%の減となっています。

それでは、予算の内容について説明いたします。まず、歳出予算の性質別経費では、人件費、物件費、維持補修費、補助費等の消費的経費が前年度に比べ1億4,469万2,000円、7.28%の減となりました。一方で、秦野斎場増築改修事業の財源として借り入れた組合債の元金償還が増加することから、公債費が前年度に比べ4,054万7,000円、6.44%の増となりました。

次に、歳出予算の主な内容について説明いたします。まず、議会費339万9,000円の主なものは人件費で、総務費3億5,879万1,000円の主なものは、人件費と負担金及び積立金です。

衛生費は、前年度に比べ7.59%減の17億3,830万1,000円で、その内訳は、斎場費1億1,980万8,000円、清掃総務費2億4,046万6,000円、工場費6億2,106万3,000円、クリーンセンター費7億5,696万4,000円となっています。

このうち斎場費では、秦野斎場の指定管理料に係る委託料として9,738万9,000円を計上しています。また、清掃総務費の主なものは、人件費となっています。

工場費では、施設の修繕や運転管理に必要な薬品等の消耗品など需用費として3億3,941万7,000円、施設の維持管理や保全業務、不燃物残渣や焼却灰などの最終処分などに係る委託料として2億5,723万1,000円を計上いたしました。

クリーンセンター費では、はだのクリーンセンターの長期包括運營業務や、焼却灰の運搬資源化処理業務などの委託料として7億4,477万5,000円を計上しています。

引き続き、主な歳入予算の内容について説明いたします。初めに、分担金及び負担金は、前年度に比べ4.64%減の17億9,306万9,000円としました。その内訳は、秦野市分が10億8,708万2,000円、伊勢原市分が7億598万7,000円で、前年度に比べ秦野市分が5,068万8,000円、伊勢原市分が3,654万8,000円、それぞれ減額となっています。

次に、使用料及び手数料ですが、斎場使用料は、前年度に比べ14.83%増の5,475万1,000円、ごみ処理手数料は、前年度に比べ3.52%減の3億999万3,000円、合わせて3億6,474万4,000円を見込みました。

繰入金は、施設整備基金から1,533万円、減債基金から2億7,500万円、職員退職給与準備基金から1,794万9,000円をそれぞれ取り崩します。

最後に、諸収入は、クリーンセンター売電収入として2億3,500万円、資源化物売却収入として

2,153万7,000円、新たな収入となる火葬残骨灰売渡料として860万円など2億6,677万8,000円を見込みました。

歳入歳出予算の詳細は、予算に関する説明書及び予算資料をお配りしておりますので、細部についての説明は省略いたします。

次に、「議案第2号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ1,367万9,000円を追加するものです。補正する歳出の内容ですが、減債基金積立金について、当初予算を上回る積立てを行うため1,367万9,000円を追加するものです。その財源については、前年度繰越金のうち予算未計上分により収支の均衡を図りました。これにより、令和2年度本組合会計の歳入歳出予算の総額は29億1,767万9,000円となります。

最後に、「報告第1号・専決処分の報告について」を説明いたします。

本組合の行政不服審査法施行条例について、この条例で引用する法令に名称の変更及び条項の移動が生じたため、本組合独自の判断を要しない条文の整理に関するものとして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、議会の委任による組合長の専決処分についてに基づき、本年1月28日に専決処分にて改正しました。このことについて、同法第180条第2項の規定により、報告するものです。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○相原 學議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

日程第2 議案第1号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

○相原 學議長 まず、日程第2 「議案第1号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

山田昌紀議員。

〔山田昌紀議員登壇〕

○8番山田昌紀議員 伊勢原市選出の山田昌紀でございます。相原議長より発言の許可をいただきましたので、「議案第1号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」何点か質疑いたします。

まず、歳入1点、先ほど組合長も申し上げておりましたが、歳入の65%を占める分担金を含め、歳入総額1億3,000万円減の要因についてお尋ねいたします。

2点目、歳出からお伺いいたします。3款衛生費、1項保健衛生費、1目斎場費の斎場業務運営費、前年度比4,737万2,000円増の要因についてお尋ねいたします。

2点目、1目斎場費の施設維持管理費について、前年度比3,615万5,000円減の要因についてお尋ねいたします。

また、歳出からクリーンセンターについてお尋ねいたします。3目クリーンセンター費のはだのクリーンセンター業務運営費について、前年度比7,153万3,000円減の要因についてお尋ねいたします。

続いて、クリーンセンターからもう一点お伺いいたします。はだのクリーンセンター焼却灰処分委託費について、前年度比1,136万7,000円減の要因についてお尋ねいたします。

最後に、工場費について2点お伺いいたします。3款衛生費、2項清掃費、2目工場費の90t炉施設補修費について、前年度比4,268万2,000円減の要因についてお尋ねいたします。

最後になります。同じく2目工場費の粗大ごみ処理業務委託費、粗大ごみ処理施設整備事業費及び不燃物残渣運搬処分委託費の増の要因についてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質疑といたします。二次質問以降は質問者席にて行います。

〔山田昌紀議員降壇〕

○相原 學議長 総務課長。

○内海 元参事兼総務課長 山田議員の御質問のうち、歳入予算について、予算総額が1億3,000万円減となった要因をお答えいたします。

本組合の歳入予算は、歳出予算総額から本組合の自主財源を差し引いた不足分を、両市の分担金として予算計上しております。その割合は、歳入全体の約65%を占めております。したがって、歳入総額の減額要因は、歳出予算の減額に大きく影響を受けたものとなります。歳出に係る個々の要因は、御質問に基づき、各所管課長から後ほど答弁させていただきますが、私からは分担金を含めた歳入予算の主要な減額要因を、款ごとに御説明いたします。

まず、款1の分担金及び負担金において、本組合のごみ処理施設に係る維持管理経費等が減となったことで、その主財源となる両市分担金のうち、じん芥処理経費が1億2,624万6,000円の大幅な減となり、款全体では8,723万6,000円の減となりました。

次に、款2の使用料及び手数料において、両市のごみ減量施策やコロナ禍の影響による可燃ごみ搬入量の減により、ごみ処理手数料が1,130万5,000円の減となる見込みとなったことで、款全体では423万2,000円の減となりました。

次に、款5の繰入金において、基金残高の将来見込み等を精査し、減債基金からの繰入金を2,500万円の減としたことで、款全体では911万1,000円の減となりました。

最後に、款7の諸収入において、クリーンセンター売電収入が売電単価に係る市場価格の動向を踏

まえ、3,000万円の減となる見込みとなったことで、款全体では3,053万3,000円の減となりました。

これらの減額要因が合わさり、前年度歳入総額29億400万円よりも1億3,000万円の減となったものであります。

○相原 學議長 施設課長。

○小島正之施設課長 私からは、歳出予算に関する御質問のうち、斎場費とクリーンセンター費についてお答えいたします。

初めに、斎場費の斎場業務運営費の増と施設維持管理費の減について、その要因が両事業に関係いたしますので、一括してお答えいたします。秦野斎場は、令和3年度より指定管理者による管理運営を行い、必要となる経費については、組合が行う業務を除き、これまで施設維持管理費及び斎場事務費に計上していたものを一括して指定管理料として支出するため、斎場業務運営費の委託料を増額するものです。また、火葬に使用する白灯油などの燃料費については、通常の管理運営に必要であるため、施設維持管理費から斎場業務運営費に計上替えしたことにより増額するものです。

一方、これまで施設維持管理費に計上していた各種保守点検や光熱水費などの経費につきましては、指定管理料に含むものとし、斎場業務運営費に一括して計上しました。これにより、施設維持管理費が減額となるものです。

続きまして、クリーンセンター費についてお答えいたします。まず、はだのクリーンセンター業務運営費の減額要因についてお答えいたします。はだのクリーンセンターの焼却炉については、安心、安全に運営していくため、電気事業法に定められている定期事業者検査を行っています。この検査は、タービンについては4年に1度、ボイラー設備については2年に1度の頻度で、開放、分解、非破壊検査等の多岐にわたる検査項目の基準をクリアしているか精密な検査を実施しております。令和2年度においては、いずれの検査も実施したところでございます。検査に当たっては、事前に点検を実施し、設備の各部において、損傷、変形や摩耗の有無、作動状況等に異常が見られないか等を確認し、清掃、修繕や部品交換等が必要な場合は、それぞれ整備のための作業を行います。

令和3年度については、いずれの設備も定期事業者検査の該当年度ではなく、自主的に点検作業を行ってはおりますが、定期事業者検査の年と比べますと点検項目は少なくなっており、整備等の作業に要する費用も少なくなることから、委託料が大幅に減少しているものです。

次に、はだのクリーンセンター焼却灰処分委託費の減額要因についてお答えいたします。この事業費は、焼却に伴い発生する焼却灰等を栗原一般廃棄物最終処分場へ運搬する業務委託費と、圏外で資源化处理する業務委託費です。新年度では、前年度と比べ300トン少ない2,885トン、主灰については6か所、飛灰については5か所で資源化し、残りの焼却灰を栗原最終処分場へ搬出します。この搬出計画により、処理単価が高い資源化施設への搬出量が減少することから、委託料が減少しているものです。

以上です。

○相原 學議長 工場長。

○廣田厚志工場長 私からは、歳出予算に関する御質問のうち、工場費に係る増減要因についてお答えいたします。

まず、90 t 炉施設補修費については、予算の積算に当たり、修繕時や日常における点検結果を踏まえ、施設運営上の安全性かつ安定性を確保しつつ、修繕項目について維持管理計画と現状を比較考量し、改めて精査を行い、前年度比4,268万2,000円の減となったものでございます。

次に、粗大ごみ処理業務委託費につきましては、前年度比86万2,000円の増となっております。この主な要因は、伊勢原清掃工場へ粗大ごみとして搬入されたベッド用スプリングマットやソファなど解体業務において、搬入量の増加が予想されることから、経費が増額となったものです。

また、粗大ごみ処理施設整備事業費については、前年度比931万5,000円の増となっております。この主な要因は、粗大ごみ処理施設における電源装置である変圧器や搬送設備の不燃ごみ搬送コンベヤーの老朽化等による交換整備を修繕項目に加えたため、増額となったものでございます。

最後に、不燃物残渣運搬処分委託費につきましては、前年度比98万4,000円の増となっております。この要因は、コロナ禍の影響が依然として継続している状況で、令和3年度も不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量は増となると見込まれることから、不燃物残渣の発生見込量も増加し、経費が増額となったものでございます。

以上です。

○相原 學議長 山田昌紀議員。

○8番山田昌紀議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。実際に1億3,000万円歳入歳出減、昨年度と比べて、コロナ禍というのはもう重々承知しております。とはいえ、斎場もごみ処理もエッセンシャルワーク、欠かすことができない、生活にこれを欠かすことはできないのです。でも、少ないお金でやらなければいけない、大変な御苦労があることは重々承知しております。

今回、壇上では広めに質疑をさせていただいて、その後にとったのですが、今回、他議員も質疑をするということで、伊勢原清掃工場に特化して質疑をさせていただければと考えます。残り2問で私は終わりにしますので、よろしく願いいたします。

資源化物売却収入の減額要因についてどうなのか、お伺いしたいと思います。

もう一点、工場費の90 t 炉施設補修費において、修繕項目の再精査を行ったとありますが、どのような修繕項目を減らしたのか。また、その設備の機能はどのような役目があるのかお尋ねしたいと思います。2点でございます。お願いいたします。

○相原 學議長 工場長。

○廣田厚志工場長 それでは、まず資源化物の売却収入について御説明させていただきます。

こちら資源化物売却収入につきましては、842万3,000円の減となっております。両市から搬入された不燃ごみ及び粗大ごみについては、選別、破碎等の処理工程を経て、鉄類、非鉄類等を33種類に分類

し、資源化物として売却しておりますが、国内での流通が難しいものは、海外、特に中国への輸出に依存しております。

しかし、近年、中国がスクラップ等に対し輸入規制の強化を行った影響で、モーター類や電線類等が同国向けに輸出しにくくなっており、国内で余剰となってきた状況でございます。市場価格の見通しは不透明であり、種類によっては売却が困難となる可能性もあることから、収入見込みは落ち込むものと考え、減収としたものでございます。

次に、90 t 炉施設補修費の関係でございます。修繕項目の再精査を行った際、見送った項目につきましては、投入扉の油圧シリンダー点検整備、灰落下管の更新工事、水冷ボックスの更新工事及び水冷ボックスの更新に伴う附帯耐火物の補修の4項目になります。その機能といたしましては、ごみピットの投入扉を開閉するための油圧シリンダーの点検、それから焼却炉内から下部に落下する灰を捕集する落下管、焼却炉の後工程にある燃焼完結装置を冷却するための設備となっております。

以上です。

○相原 學議長 谷和雄議員。

〔谷 和雄議員登壇〕

○2番谷 和雄議員 こんにちは。秦野市選出の谷和雄でございます。発言許可をいただきましたので、議案第1号について質疑させていただきます。

私たちと新型コロナウイルス感染症の戦いが始まり、1年が経過しましたが、いまだ終息が見えない状況であります。そうした中、秦野、伊勢原両市においても今年度の市税収入は大きく減少し、令和3年度予算はさらに厳しいかじ取りを強いられております。また、二市組合においても、予算説明書の中でごみ処理手数料収入、つまり事業系ごみの持込み処理手数料が1,100万円程度減少していることから、厳しい状況を理解することができます。

令和3年度予算における両市からの分担金は約17億9,300万円余りで、予算総額に占める割合は約65%を占めております。内訳は、秦野市分担分が約10億8,700万円、伊勢原市分担分が約7億6,000万円と、毎年両市は多額の負担をしております。そうした令和3年度予算の分担金においては、前年同比8,723万6,000円減額となっておりますが、各経費の内訳と、それぞれの増減額要因はどのようなかお尋ねいたします。

二次質問は、質問者席でお尋ねいたします。

〔谷 和雄議員降壇〕

○相原 學議長 総務課長。

○内海 元参事兼総務課長 谷議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、令和3年度分担金に係る各経費の内訳と、それぞれの増減要因についてでございます。令和3年度の分担金は、本組合の歳出合計27億7,400万円から、売電収入やごみ処理手数料等の特定財源9億3,929万円及び一般財源のうち繰越金と預金利息等の諸収入4,164万1,000円を差し引いた17億

9,306万9,000円となりました。

初めに、各経費の内訳を申し上げますと、斎場経費が3,424万4,000円増の1億9,634万円、じん芥処理経費が1億2,624万6,000円減の15億8,267万3,000円、両市との協定に基づく、いわゆる規約外の分担金が476万6,000円増の1,405万6,000円となります。

次に、これら各経費の増減要因についてとなりますが、まず斎場経費の増額は、増築改修事業のため借入れた組合債について、元金返済の据置期間終了に伴う償還本数の増により、公債費が増加したことなどによるものです。

次に、じん芥処理経費の減額は、はだのクリーンセンターや伊勢原清掃工場等、ごみ処理施設の維持管理経費等が減となったことによるものです。いずれの施設も現況を踏まえた計画的な修繕整備を実施しており、修繕項目や検査内容等の差異によって、年度ごとに修繕経費等が大きく変動いたします。

最後に、規約外の分担金についてとなりますが、この分担金は、両市と協働で実施するごみ処理広域化実施計画等の改定及び事業系可燃ごみ展開検査に係る経費となります。令和3年度は各種計画の中間目標年度に当たり、改定作業が本格化することから、策定支援業務に要する委託費用等が増加したものでございます。

以上です。

○相原 學議長 谷和雄議員。

○2番谷 和雄議員 御答弁ありがとうございます。

今、御説明の中で、両市の分担金が減額して、ただよかったということではなく、各ごみ処理施設の維持管理経費、このような中の項目、検査内容により経費が毎年大きく変わるということを御答弁から理解いたしました。

さて、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画では、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制への移行を目指しております。伊勢原市においては、ごみの減量をさらに分かりやすく市民に伝えるために、ポスターやチラシの内容の中には難しい数字を羅列するのではなく、市民に分かりやすく、1人1日ナス1本の減量をお願いするなどの御努力をいただいております。先ほども御説明いただきました。そのことにより、結果といたしましても昨年度比865トンの減量と、一生懸命減量に努力していただいております。

また、秦野市長の令和3年度の施政方針には、さらなる可燃ごみ減量や分別の徹底に取り組むとともに、市内全事業者への訪問調査を進め、適正な廃棄物処理を促進することにより、はだのクリーンセンター1施設体制の早期移行を目指しますとし、伊勢原清掃工場90トン焼却施設の早期稼働停止に向けた意気込みをうたわれております。そこで、二市組合としての考え方、これはどのようなか再度お尋ねいたします。

○相原 學議長 総務課長。

○内海 元参事兼総務課長 再質問にお答えいたします。

御質問は、90トン焼却施設の稼働停止時期を前倒しすることに対する本組合の考え方についてでございます。令和3年度予算案においては、同施設の修繕経費として、事業費全体で1億8,415万6,000円を計上させていただきました。この修繕経費は、先ほども申し上げましたとおり、年度ごとに大きく変動いたしますが、そのほか光熱水費や薬剤等の消耗品費も合わせると、同施設の維持管理には年間数億円規模の膨大な経費を要している状況です。

同施設に係る経常経費の財源には、ごみ処理手数料等自主財源を充当しているものの、多くは両市からの分担金が占めているため、稼働停止時期の前倒しを実現できれば、両市、ひいては両市民の分担金負担を大きく低減できると認識しております。また、現在、両市から搬入されている可燃ごみの減量が、計画を上回る推移で順調に進んでいる状況を踏まえ、この傾向を今後も維持、加速させることで、稼働停止時期の前倒しが現実味を帯びてくるものと考えております。

こうした中、令和3年度は、両市と共にごみ処理広域化実施計画等の改定作業を進めますので、従来、令和7年度末までを期限としてきた焼却処理の1施設体制化についても見直しを行うこととなります。本組合といたしましては、一層の1施設化推進を図るべく、所管課の組織体制を重点的に強化するとともに、両市と本組合の3者による強固な連携の下、稼働停止時期前倒しの実現に向け、精力的に取り組んでまいります。

なお、その結果につきましては、ただいま申し上げた財政面での効果や、安定処理の継続性といった観点から十分に精査した上、改定後の広域化実施計画等において具体的な方針をお示ししてまいりたいと考えているものでございます。

以上です。

○相原 學議長 谷和雄議員。

○2番谷 和雄議員 再度の御答弁ありがとうございます。ごみ焼却施設の1施設化に向け、課長級の特命職を新たに設けるなど、二市組合において前向きな取組、御回答をいただきました。

この議論に至るまでは、そもそもごみの増加傾向にあるときであっても、ごみ袋を有料化し市民に負担をかけたくないと思う正副組合長の強いリーダーシップの下、ごみ減量に取り組まれた成果だと私は考えております。その上で、さらにごみ焼却施設の1施設体制化の早期実現は、両市の財政面での効果、これは大きなものがございますので、さらに期待をしております。

このことを、秦野市、伊勢原市両市民は誰のためにごみ減量をするのか、主権者は市民であることを理解していただいているからこそ、可燃ごみの減量が計画を上回る推移で順調に進んでいるものと喜ばしく思うとともに、両市民を誇りに思います。

私は、前定例会でも述べさせていただきましたが、各家庭で搬出される可燃ごみ1回につき缶ジュース1本分の重量を減らす目安というのをお伝えしました。私も家庭のごみの搬出は、このように見えても協力しておりまして、ごみ出し作業をする際に感じるもの、これはやはり重いものというのは

生ごみであります。先ほども執行部の皆さんから様々なごみの増減の推移、その大きなところは、やっぱり課題は生ごみであろうと私も考えております。この生ごみ減量に有効と考えるのは、やはり徹底した水切りというのが、ごみ出しをするときには軽くなります。そして、食品ロスを減らすこと。つい月曜日のごみの搬出などといいますと、冷蔵庫に余ったものなどが入って重くなるという傾向も私は身にしみて感じております。そして、さらに以前には秦野市議会議員の有志で生ごみ分解処理器「キューロ」などを作製いたしました。これは、生ごみを減らせる大きな役割を担うと考えます。

これから私も、ごみ出しの際にごみの重量が軽くなったことを実感できるように、一市民としてもごみ減量に努力してまいります。このごみダイエットであります、ごみに限らずダイエットというものには中だるみと申しましょうか、リバウンドもございますので、これからもぜひ市民に分かりやすいごみ減量の目標値をお示しいただくようお願いいたします。

結びに、小清水局長の退職に際し、長年の御尽力に感謝を申し上げて質疑を終わります。

○相原 學議長 八尋伸二議員。

〔八尋伸二議員登壇〕

○1番八尋伸二議員 秦野市選出議員の八尋です。相原議長の許可をいただきましたので、通告しました「議案第1号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質問したいと思います。

質問の内容ですが、3款衛生費、1項保健衛生費、目1斎場費について絞って質問をさせていただきます。この項目につきましては、先ほど山田議員も少し触れられておりましたが、通告を見て御配慮いただいたのかなということで、ありがとうございます。それでは、重複しないように質問をしたいと思います。

先ほど山田議員への答弁ですが、これまで二市組合で計上していた委託料が指定管理料に計上されていたもの、こちらを計上先を替えることによりまして、斎場業務運営費の支出が増額する。その一方で、施設維持管理費等の支出が減少したということの答弁だったと思います。

しかしながら、指定管理を導入したにもかかわらず、斎場費全体としましては昨年と比較し930万4,000円の増、伸び率も8.42%と、歳出の中では議会費を除きまして最も増加しているということになります。そこで御質問ですが、その増加した理由は何なのかお聞かせをいただければと思います。

二次質問以降につきましては、質問者席で行います。

〔八尋伸二議員降壇〕

○相原 學議長 施設課長。

○小島正之施設課長 八尋議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、斎場費の増額理由についてでございます。第3款衛生費のうち目1の斎場費については、斎場運営関係の経費で、令和3年度予算額は1億1,980万8,000円を計上し、前年度と比べ930万4,000円、8.42%の増額となりました。主な増額要因は、火葬炉などの修繕に伴う経費で795万8,000円

を計上したことによるものです。秦野斎場における火葬炉運転業務は、平成30年4月の供用開始から3年間の瑕疵担保期間中は、設計、施工、運転のいずれかに問題があっても、責任の所在を明確にするため、火葬炉メーカーへの委託としていたことから、修繕費は火葬炉メーカーが負担していました。

しかし、火葬炉導入から3年が経過する令和3年3月に瑕疵担保期間が終了するため、今後4月以降の修繕費については本組合の負担となります。

なお、火葬炉の修繕計画についてはメーカーが策定し、その中から令和3年度に必要な部分の経費を精査した上で予算計上したものです。

以上です。

○相原 學議長 八尋伸二議員。

○1番八尋伸二議員 御答弁ありがとうございます。今御答弁いただいた内容としましては、火葬炉メーカーの3年間の瑕疵担保期間、これが終了したことによりまして、新年度から新たに修繕費を計上したということだったと受け止めました。

それでは、続けて質問させていただこうと思いますが、斎場の運営を今年度から指定管理へ移行するということが決まっています。このことにつきましては、前回の定例会でも提案された「議案第5号・指定管理者の指定について」ということで御提案をいただき、私も質問させていただきました。

そこで、お伺いしたいのですが、費用的効果が得られるので指定管理へ移行すると私は考えるのですが、費用的にどのような効果が得られるのか、定量的な金額も含めましてお聞かせをいただければと思います。

○相原 學議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、指定管理による効果についてでございます。まず、先ほど御説明いたしました修繕に係る経費でございますが、指定管理導入に関わらない経費といたしまして、新年度から本組合の負担として予算計上しております。

一方で、火葬の受付から収骨を行う炉前業務や火葬炉運転業務をはじめとしたこれまで個別に委託していた業務については、指定管理業務に含めることとしたために、火葬炉等の修繕を除く斎場運営に係る経費につきましては、前年度とほぼ変わらない予算となっております。

しかし、これまで本組合職員が行ってきた施設維持管理のための委託契約等をはじめとした各種事務作業を、今後は指定管理者が行うことによりまして、本組合職員の事務量の軽減が図れます。この事務量の減に伴いまして、本組合職員の人件費分を削減することで費用的な効果が得られると考えております。人員配置等によりまして、その具体額を明確にお示しすることは困難ではありますが、おおむね約700万円ほど削減できるものと想定をしております。

以上です。

○相原 學議長 八尋伸二議員。

○1番八尋伸二議員 御答弁ありがとうございました。指定管理ということで人件費の削減、正確なのかどうか難しいところではあるのしょうけれども、おおむね700万円ということで、定量的な御答弁本当にありがとうございます。

費用面からすると、画期的だと受け止めるのですが、指定管理となると、やはりサービスレベルがどのようになるのかというのが非常に重要になってくるだろうと思いますので、定期的なチェックをしっかりとやっていただけるよう要望したいと思います。

それでは、最後の質問をしたいと思います。来年度から新たな取組としまして、火葬残骨灰の売渡しということで、これは先ほど組合長からも若干提案説明のときに触れていただきましたが、これはどのような内容で、予算に対しましてどのような影響を与えるのかお聞かせをいただければと思います。

○相原 學議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、火葬残骨灰の売渡しについてでございます。まず、火葬残骨灰とは、焼骨や、ひつぎに入れられた副葬品類等、火葬後に形のあるものを御遺族にお引き渡しした後に残る細微な焼骨や灰のことを呼んでおりまして、ひつぎの附属品、医療器材、台車の保護剤なども含まれております。この残骨灰の中には、歯科治療や人工関節などで使われた金、銀、パラジウム、プラチナといった貴金属類の成分が含まれています。

この処理の工程といたしましては、まず残骨灰を残骨とその他の混合灰に分別いたしまして、残骨につきましては遺骨と同様、礼節を持って丁重に供養するため、最終埋葬地へ納骨いたします。一方、その他の混合灰につきましては貴金属類等を抽出した上で、有害物質の除去を実施し、適正に処理されることになります。

精製することで抽出される有価金属成分が含まれる火葬残骨灰は、このように御遺族の感情に十分配慮した処理方法をするを条件に付した上で、入札等による売渡しを行うことといたしました。歳入予算として計上いたしました火葬残骨灰売渡料について他自治体の例を参考に積算したところ、約860万円を見込んでおり、この全額を施設整備基金に積み立てることとします。

これは、売渡しによって得られる収入については、一般的な歳入のように、あらゆる組合の経費に充当できるものとはせず、あくまでも火葬に伴う経費に限定して使用したいと考えたことによるものです。現在、年間約2,700件の火葬を火葬炉7炉で稼働しておりますが、火葬需要は年々増加している状況にありまして、将来的に8炉目を増設する必要が生じた際には、一時的に多額の経費がかかる見込みです。火葬残骨灰売渡料につきましては、そうした火葬炉増設の際の経費に充当したいと考えており、これによりまして両市からの分担金負担等を軽減できるものと見込んでおります。

以上です。

○相原 學議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相原 學議長 賛成全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○相原 學議長 次に、日程第3 「議案第2号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相原 學議長 賛成全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○相原 學議長 次に、日程第4 「報告第1号・専決処分の報告について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 質疑なしと認めます。

日程第5 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会会議規則の一部を
改正することについて

○相原 學議長 次に、日程第5 「議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会会議規則の一部を改正することについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

風間正子議員。

[風間正子議員登壇]

○4番風間正子議員 ただいま議題となりました「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会会議規則の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案の改正理由は、2点ございます。

1点目は、女性をはじめ多様な人材の組合議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、会議欠席の届出の規定において、既に規定されている「出産」に加え、「育児、看護、介護及び配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を行うものです。

2点目は、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対し提出時に求めている署名押印を「署名又は記名押印」に改めるとともに、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行うものです。

なお、本規則の施行日は、令和3年4月1日とします。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

[風間正子議員降壇]

○相原 學議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相原 學議長 討論なしと認めます。

議提議案第1号を採決いたします。

議提議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○相原 學議長 賛成全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

○相原 學議長 再開いたします。

日程第6 一般質問

○相原 學議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い質問を行います。

阿蘇佳一議員。

[阿蘇佳一議員登壇]

○5番阿蘇佳一議員 こんにちは。秦野市選出の阿蘇佳一です。議長の許可をいただき、2点について一般質問をさせていただきます。

まず1、経営の安定化及び現状の広報について。先日発生した福島県沖地震により、つらい10年前の東日本大震災の記憶が改めて思い起こされました。また、昨年からコロナウイルス感染症拡大により、我々の生活様式等が大幅に変わる中であっても、この二市組合の業務は止めることができない市民生活に密着した重要なものであり、将来を見据え健全な運営を継続していかなければならないと考えています。

コロナ禍にあって、両市の財政が大変厳しい中、組合事業に関わる財源の多くは両市からの分担金に大きく依存しております。令和3年の分担金は、前年度より8,723万6,000円少ない17億9,306万9,000円で、両市民1人当たりの負担額は約6,900円となっております。また、二市組合において、はだのクリーンセンターの建設、秦野斎場の増築改修工事により多額の借入れを行っており、その返済には売電収入が充てられているが、現時点での組合債残高と令和3年度償還の予定はどのようなか。

また、今後計画している不燃・粗大ごみ処理施設の整備等に係る財源計画はどのようなか。

2、コロナ禍における斎場の運営について。世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、我が国では昨年1月初め感染報告があり、その感染が拡大し、4月には緊急事態宣言が発出される事態となりました。5月には一旦解除されましたが、夏場には感染者数も減少傾向が見られたものの、11月以降再度感染が拡大していきました。今年1月には、2回目の緊急事態宣言が発出され、3月21日によろやく解除されたところではありますが、今後も感染予防策をしっかりと継続していく必要があると思います。秦野、伊勢原両市における新型コロナウイルス感染者は、3月28日現在756人、秦野市442人、伊勢原市314人です。秦野斎場は、コロナ禍にあって業務継続が求められ、毎日多くの人が集まる場所でもあります。秦野斎場の感染対策はどのようなか伺いたいと思います。

二次質問は、質問者席で行います。

[阿蘇佳一議員降壇]

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 阿蘇議員の御質問にお答えいたします。御質問は大きく2点、経営の安定化及び現状の広報について、それからコロナ禍における斎場の運営についてでございます。

初めに、経営の安定化及び現状の広報についてお答えいたします。まず、組合債の残高と令和3年度の償還予定についてですが、令和2年度末の組合債の償還残高は、約49億6,800万円となり、前年度末残高の約55億6,700万円から約5億9,900万円の減となる見込みです。また、令和3年度の組合債の償還額は、元金と利子を合わせて約6億7,000万円で、その財源は減債基金からの繰入れが2億7,500万円、一般財源が約3億9,500万円となります。組合債の償還残高は、平成29年度末の約62億3,100万円をピークとして徐々に減少しており、令和15年度で全ての返済を完了する予定としています。

次に、今後予定している不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業等の財源計画については、最大で国の交付金が11億円程度、県の補助金が2億円程度活用できると見込んでおり、これらを差し引いた残りの事業費に対して26億円程度の組合債を借り入れることとなると推計しています。この推計については、あくまでも現時点での試算にすぎず、今後事業内容によっては大きく変わることもあり得るため、事業の見直しに際しては、両市の財政状況を十分に考慮した適切な財源計画を検討してまいりたいと考えております。

続いて、コロナ禍における斎場の運営についてお答えいたします。秦野斎場における感染症対策は、いわゆる3密を避けるため、会葬者の人数を最小限に抑え、食事も御遠慮いただいています。やむを得ず食事を取られる場合も、極力、個別配膳とし、座席を対面させずに、隣の方との間隔を確保することや、県の推奨するマスク会食の徹底など感染対策への御協力について、斎場予約システムに登録している全ての葬祭事業者へ通知し、お願いしています。また、施設内の換気の徹底、ロビーにあるソファの間引きなどを行い、さらに接触感染防止のため、斎場入り口、各待合室及びエレベーターホールなどに手指消毒液を設置するとともに、手すりやエレベータースイッチなど人が触れる箇所は定期的に消毒をしています。このほか火葬の受付や収骨作業などを行う炉前業務職員は、事務室の分割などによる感染防止対策を徹底するとともに、火葬炉運転業務を含め、職員の感染により火葬業務が滞ることがないように、関連事業所からの人的支援体制を整えています。

なお、秦野斎場では、感染症にも対応した危機管理マニュアルを整備しております。新型コロナウイルス感染症が発生する以前の平成30年度に、職員を対象として、感染症対策に関する危機管理研修を実施しています。これによりまして、火葬業務に携わる職員が感染症の対応方法について予備知識を持っていたことで、今回の新型コロナウイルス感染症に対しても冷静かつ円滑な対応ができたと考えています。

こうした取組の成果もありまして、現状のコロナ禍にあっても安定的に斎場運営を継続しているところですが、今後も会葬者が安心して御利用いただけるよう、感染状況を注視しつつ、必要な対策を

徹底してまいります。

以上です。

○相原 學議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 二次質問をさせていただきたいと思います。

組合事業のために支出されている分担金は、多くの議員からもありましたように、秦野市、伊勢原市の両市民が負担をしています。組合事業にどれだけの経費がかかっているのか。今後、施設再整備、どれだけの経費がかかるのかということを広く両市民に周知していただきたい。そのことによって、ごみの排出抑制に協力してもらえenと思います。PRの方法の考え方はどのようなか。

また、ごみ処理の現状を広く知ってもらうために、小学生、中学生の方々が見学、あるいはタウンニュースに大きく取り上げられましたけれども、秦野市立本町小学校の子供に向けたごみの出前講座、大変子供たちもよい刺激を受けて、ごみの減量をしなければいけない、そのようなことを子供同士が、4年生の子供たちが述べ合って、またごみの減量をしましょうというポスターを、自主的に市民の方へ向けたポスターを貼り出した。

このように子供たちの協力も得ながら、また大変このコロナ禍で見学は今難しいということは承知しておりますけれども、このコロナの様子を見ながら、やはり現場を見ていただく、そういうこともしっかりやっていただきたいと思います。この二市組合において、自主財源のまた確保、あるいは経費削減に努めていただきたいと思いますが、もう一度お答え願いたいと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、組合事業に係る経費のPR方法についてお答えいたします。現在、本組合のホームページや両市の広報紙に、財政状況として予算、決算の概要等を掲載しており、紙面のスペースが限られる中、両市民の1人当たりの分担金負担相当額なども周知しております。今後のPR方法としましては、本組合ホームページにおいて、ごみ減量等を促す特集ページを掲載していますので、この内容に組合事業にかかった経費や今後かかる見込みの経費などの情報を市民に分かりやすい形で取り入れることを検討してまいりたいと考えています。

次に、組合施設の見学者についてでございますが、はだのクリーンセンターの施設見学につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって受入れを中止していた時期もありまして、例年と比べ大幅に減少しております。そこで、実際に来場しなくても自宅にいながら、パソコンやスマートフォンで組合のホームページから、ごみ減量などの取組について学ぶことができる特集や見学動画を制作したほか、両市内の小学校へ施設紹介のDVDの貸出しも行っております。これらの取組は大変好評をいただいておりますので、引き続きウィズコロナ時代における新たな施設見学、組合業務の紹介方法として工夫、改善しながら、市民の皆様へ積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

最後に、本組合の自主財源の確保や経費の削減についてですが、本組合の財政は、施設の維持管理

や焼却灰の資源化处理などに要する経常的経費が多く、現状の施設体制では歳出を大幅に減らすことが困難であると考えます。こうした中、伊勢原清掃工場90トン焼却施設については老朽化が著しく、毎年度、数億円規模の修繕経費等がかかっている状況にあります。したがって、同施設を早期に稼働停止し、一年でも早く焼却処理の1施設体制化移行ができれば、年間2億円程度の経費削減につながり、その効果は本組合のみならず、両市の財政運営に対しても大きなものになると見込まれますので、実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。

また、自主財源の確保につきましては、引き続き売電収入、ごみ処理手数料、斎場使用料及び有価物売却収入などの安定的な確保に努めるとともに、令和3年度は新たに火葬残骨灰売渡料を歳入予算に計上し、全額を施設整備基金へ積み立てることといたしました。この積立金は、将来的に秦野斎場において大規模な修繕整備や火葬炉の増設など、多額の経費を要する事業が生じた際の財源に活用する計画としています。

なお、ごみ処理手数料、斎場使用料につきましては、今後適正な料金設定の検証を進め、改定の必要性を見極めてまいりたいと考えています。

以上です。

○相原 學議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 どうもありがとうございます。今、事務局長からも説明がありましたように、焼却処理の1施設体制化を早期に移行できれば、1年間で2億円の経費が削減できる。前回も、谷議員からもそういう指摘がされていましたが、やはり市民の方々に、今これだけのお金がかかっているのだ。しかしながら、市民の減量への御理解、協力いただければ、ある意味では2億円生み出すことも可能なのだということを、しっかりと私はもっと訴えていただきたいと思います。

そして、もう一つのことでもありますけれども、コロナ禍における斎場の運営についてですが、徹底した感染対策を実施されているとお聞きしました。秦野、伊勢原両市において、本年1月以降、コロナウイルスによりお亡くなりになった方もいると聞いております。秦野斎場で火葬された際の状況はどのようなか。以前から、タレントの志村けんさんが亡くなって親族が会えなかった、立ち会えなかった、骨を拾うこともできなかったという報道があり、通常の火葬との違いがあり、大変、日本の心といますか、最後のお別れができないというのは大変つらいという遺族の方がおられますけれども、今、秦野市において、その斎場の運営はどのようなか、お答え願いたいと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えします。

初めに、秦野斎場における新型コロナウイルス感染症に感染して亡くなられた方の火葬件数を申し上げますと、現時点で秦野市に住所のある方が4件、伊勢原市に住所のある方が3件、合計7件でございます。

御質問の一般的な火葬との違いについてですが、厚生労働省のガイドラインなどを参考に、本組合

が独自に策定したガイドラインに基づき、関係者の感染防止や火葬業務継続のため、一部異なる形で行っております。具体的には、感染またはその疑いがある御遺体を受け入れる際は、原則として非透過性納体袋で密閉、消毒を行った後に納棺し、ひつぎを目張りするなど感染防止措置を図ることとなっています。そのため、感染リスクは低いと考えられるものの、他の火葬の会葬者が不安を感じることがないように、その日の火葬が全て終了した後に火葬することとしています。また、炉前業務職員が装着する手袋を二重にすることや、火葬後、待合室、告別室の消毒を実施するなどの対策を行っています。このような取組を行った上で、限られた人数ではありますが、御遺族が希望された場合に、告別及び収骨への立会いを可能としています。

なお、これまでに行われた火葬では、御遺族から故人との最後のお別れに立ち会えたことについて、斎場職員へ感謝のお言葉をいただいたこともございます。今後も会葬者や葬祭事業者に感染対策に関する御理解と御協力をいただきつつ、可能な限り御遺族の心情に沿った火葬業務を行えるよう努めてまいります。

以上です。

○相原 學議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 今、事務局長からコロナ禍の中で秦野市と伊勢原市で何人の方がコロナウイルスで亡くなられた、そのことに関しまして、大変御家族の心情を大切にしてお対応していただいていることを聞きまして、大変安心しました。突然の別れ、大変つらいものがあると思いますけれども、もちろんコロナウイルスの対策をしっかりしながら、できるだけそういう御親族のお心に寄り添う葬儀に、送っていただけるように、斎場関係者にも御協力を再度お願いしたいと思います。

最後に、もう一点質問させていただきたいと思います。私は、この組合事業の課題や懸案事項について議員という立場から質問させていただき、意見や要望を伝えてまいりました。先ほどまた谷議員からもありましたように、事務局長は10年間以上、その職員生活の中で、この二市組合に携わり、事務局長という立場で、ここで3月で退職するわけですけれども、執行部の立場から組合の課題をどのように捉えてきたのか、御挨拶いただければと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えします。

私は、これまで通算10年間、本組合の職員として秦野市及び伊勢原市の環境衛生事業に携わらせていただきました。思い返せば、平成20年4月に総務課庶務班主幹という立場で初めて秦野市から出向した当時、本組合では現在の火葬業務とごみ処理業務に加え、し尿処理業務も担っておりました。その頃から感じておりますが、自らの職場でもあります本組合の管理する施設が市民生活に直結した非常に重要な存在であるにもかかわらず、いわゆる迷惑施設と言われてしまうことを大変残念に思っています。

このような捉え方をされてしまうのは、阿蘇議員の御指摘のように、本組合の組織や業務内容につ

いての認知度がいまだ十分に高まっていないということも原因の一つではないかと思っています。

先ほど組合長から提案説明の中でも申し上げましたとおり、本組合は焼却処理の1施設体制移行や不燃・粗大ごみ処理施設の再整備など、早期に解決を図らなくてはならない重要課題を抱えておりますが、これらも全て市民の皆様への御理解と御協力を得られなければ実現させることはできません。今後、諸課題を進展させていくためには、本組合の職員一人一人が組合事業の重要性をより深く理解し、市民の皆様へ真摯にお伝えしていくことが大切だと考えております。

こうした中、最近では「もったいないDay!」や「クリセンフェスタ」の開催、ホームページを活用した動画配信、オンラインイベントの実施など、若い職員を中心に新たな取組を立案し、積極的な情報発信に努めている効果もありまして、理解の輪が着実に広がりつつあると感じているところであります。

私は、今年度をもって定年を迎えることとなりますが、ただいま申し上げました私の思いを今後も職員一同が引き継いでいき、本組合、ひいては両市のさらなる発展に向け、全力を尽くしてもらえるものと信じています。

また、組合議員の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして、心から感謝、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○相原 學議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 大変、事務局長の真摯な思い、課題を言っていただいて、ありがとうございます。

人生100年ですから、これからまた一花、二花咲かせる人生を送っていただきたいことをお願いして終わります。ありがとうございます。

○相原 學議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

田中志摩子議員。

〔田中志摩子議員登壇〕

○6番田中志摩子議員 伊勢原市選出、公明党の田中志摩子でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設更新計画について一般質問を行います。

平成19年3月に伊勢原市一般廃棄物処理基本計画が策定され、令和3年度を最終目標年度として、容器包装プラスチック等の分別収集や使用済み小型家電リサイクル事業を開始するなど、市民や事業者と協働して様々な取組を推進してまいりました。この取組により、ごみの減量化、資源化において一定の成果を上げることができたことは認識しております。しかし、老朽化が進む伊勢原清掃工場90トン焼却施設を停止し、はだのクリーンセンター1施設体制への移行に向け、さらなるごみ減量化、資源化を推進する必要があると、現在両市で様々な取組を行っているところでございます。

国では、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、廃棄物の量だけでなく循

環の質にも着目し、リデュース、リユースへの取組や、使用製品から有用金属の回収などの強化が掲げられるなど、地方行政には地域における循環型社会の形成に向け、より重要な役割を果たすことが求められており、平成29年3月、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画が策定されました。その中では、両市及び環境衛生組合で協調、連携し、安全、安心な不燃・粗大ごみ処理体制を確保しますとあります。

御存じのように、伊勢原清掃工場内には、既に平成25年に停止された180トン焼却施設が解体できずに残されており、今後令和7年度末には稼働停止予定の90トン焼却施設、そして粗大ごみ処理施設も昭和63年の増改築から33年が経過しています。さらに、栗原一般廃棄物最終処分場も令和5年度に埋立て終了となるため、これからは跡地利用を見据えた埋立てを行うとしております。

そこで、具体的な質問といたしまして、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画では、今後の不燃・粗大ごみの処理施設の整備スケジュールは、令和3年度より次期施設整備等の検討に入るとされておりますが、現在の不燃・粗大ごみの処理施設の現状はどのようなか。

また、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の作成工程及び施設整備スケジュールについて、現状の進捗と見解はどのようなか。

また、地域住民に理解していただく施設整備計画といたしまして、不燃・粗大ごみ処理施設整備計画の現状はどのようなか。以上3点についてお伺いいたします。

以上が壇上からの質問です。二次質問からは、質問者席にて行います。簡潔なる御答弁をよろしくお願いたします。

〔田中志摩子議員降壇〕

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 田中議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設更新計画についてでございます。まず、不燃・粗大ごみ処理施設の現状について御説明します。伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設については、昭和47年4月に供用を開始して以来、現在に至るまで約50年間、秦野、伊勢原両市から搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを中間処理してきました。これまで昭和54年8月に破砕・選別設備を、昭和63年3月にごみクレーン及び不燃ごみピットの投入設備をそれぞれ新規に設置しましたが、最も新しい設備でも30年以上が経過しております。また、建屋関連においては、施設を稼働させながらの大がかりな改修作業を実施できないため、建屋の一部は供用開始当時のままとっている箇所も存在します。

このように施設全体の老朽化が進む中、処理能力が現状の搬入量に見合っていないなど、処理効率の問題が生じていることに加え、一部の作業エリアでは騒音等、作業環境面での改善を図る必要があるなど、多くの課題を抱えている状況となっております。

次に、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画については、平成29年3月に両市及び本組合が策定したもので、令和3年度が計画開始から5年目の中間目標年度に当たることから、3者で改定

を行うこととなっております。本年度においては、その準備作業として、基礎資料を得るための可燃ごみ組成分析調査を実施したところです。この計画の改定に当たりましては、同時期に改定作業を行う両市のごみ処理基本計画との整合を図りつつ、従来施策の評価や、今後のごみ量の推移に対する分析、施設が抱える課題の検証等を行い、令和13年度まで残り10年間の計画期間における施策内容を見直していくこととなります。

御質問の施設整備スケジュールにつきましては、平成28年度に現行計画の策定作業を行った時点で、想定していた実施時期を参考に掲載したものであるため、現状に即していない箇所もございます。特に180トン焼却施設の解体と新たな不燃・粗大ごみ処理施設の整備については、整備候補地等の課題が生じており、現在、実施時期も含めて不確定な状況となっております。こうした施設等に係る諸課題の解決に道筋を立てるため、両市とともにあらゆる可能性を比較考量した上で、具体的な方針を定め、改定後の広域化実施計画でお示ししたいと考えています。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設整備計画の現状についてお答えいたします。本組合においては、当初、伊勢原清掃工場180トン焼却施設を解体し、その跡地に新たな不燃・粗大ごみ処理施設を整備する構想を立て、施設の機能や基本的な整備条件等を整理しておりました。しかしながら、現在は地元自治会の要望を尊重し、解体後の跡地活用については白紙としていることから、整備候補地が未定となっております。そのため、まずは整備候補地の選定を進めていくことが最優先の課題となっているものです。

以上です。

○相原 學議長 田中志摩子議員。

○6番田中志摩子議員 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の老朽化は、建屋が50年前に建設されたままと、かなり待たなしの状況であることが分かりました。早急に更新計画の見直しを行わなければならない状況だと思いますけれども、ただいまお聞きしたように、地元の要望により180トン焼却施設の跡地に建設する計画が白紙になっているということで、まず建設場所の選定を先に進めていかなければならないといった課題があることを改めて確認させていただきました。

そこで、この施設を更新するに当たって二市組合が担うべき役割についてはどのような確認させていただきたいと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

施設整備計画を具体化させるために、本組合が担う役割といたしましては、不燃・粗大ごみの種類や数量、その将来推移等に基づいた最適な施設の規模や機能等を見極め、整備計画の全容を明確にすることだと捉えています。また、これらの検討に際しましては、両市におけるごみ処理の施策方針等も密接に関係してまいりますので、本組合が3者の意見を取りまとめる立場になることも認識しているものです。

以上です。

○相原 學議長 田中志摩子議員。

○6番田中志摩子議員 不燃・粗大ごみの種類や数量、それを処理できる施設の規模や機能等を両市の施策方針から見極めた上で調整し、整備計画の全容を明確にすることが組合の役割であるという御答弁でございました。

不燃・粗大ごみを処理する施設ですので、その規模や機能は重要な要素でございますが、私は従来型の設備、機能では地域住民に納得していただけないのは当然だと思っております。もちろん現代的な環境に配慮した機能性の設備になるとは思いますが、今後伊勢原市が中心となって、現在の場所も含め、市内で場所を選定することと思っておりますが、本来は組合として循環型社会、ゼロエミッション社会の実現に向けた構想を明確にした施設整備計画を先に提示しなければ、受けていただけないのではないかと考えます。

そこで、施設整備計画を進めていく上での周辺環境への配慮についてはどのようなか。

また、例えば再生可能エネルギーを利用するなど、従前の不燃・粗大ごみ処理施設のイメージを払拭したイメージアップにつながる施設を計画に反映する必要があるのではないかと考えますが、見解はどのようなか伺います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、周辺環境への配慮につきましては、施設の立地にもよりますが、破碎設備やコンベヤーなどの稼働に伴う振動や騒音、粉じんなどの発生が考えられ、また周辺地域における搬入車両等の通行も問題となる可能性がございます。施設整備の検討に当たっては、こうした周辺環境への影響を最大限抑えることを念頭に、防振装置や吸音材の使用による騒音の低減、集じん装置の設置、安全な搬入経路等の確保など、十分な対策を講じてまいります。

次に、再生可能エネルギーを利用した施設を併設することや、イメージアップについての考え方についてお答えいたします。現状では、既存施設と同等の施設を整備することを想定しておりますが、施設の価値をより高めるため、イメージアップや市民の利便性向上、両市のごみ処理施策等の進展につながる機能などを付加できないか、両市の意見を参考にしつつ、今後、調査研究してまいりたいと考えているものです。

ただいま申し上げました周辺環境への配慮等のほか、新たな施設を整備する上では、今後あらゆる観点から最適な施設の在り方を見定めていく必要があります、同時に様々な課題を解決させていかなければなりません。本組合においては、不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業のさらなる推進を目指し、令和3年度から所管課の人員体制を強化することにしたところですが、候補地の選定をはじめ、本組合のみでは解決できない課題も存在しますので、これまで以上に両市と綿密な連携を図りつつ、早期の計画具体化に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○相原 學議長 田中志摩子議員。

○6番田中志摩子議員 ありがとうございます。所管の特命職を設けて取り組むということも先ほど聞いておりますけれども、これから本格的な検討に入るのかなと期待をしております。

菅首相は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を宣言いたしました。今月2日にも、政府は温室効果ガスの排出削減を目的とする地球温暖化対策推進法案を閣議決定し、地域に役立つ再生可能エネルギー発電事業、地域脱炭素化促進事業と定め、住民の雇用や災害時の電力供給といった地域貢献に関する要件を市町村が規定し、事業者が計画し、事業化できれば優遇措置を設けるとしてあります。これまでも国は、廃棄物処理、リサイクルの受皿となり、経済効果も期待できる施設の整備に支援するエコタウン事業なども行っております。

3.11東日本大震災から10年、被災地、宮城県東松島市では、2016年に環境省の補助金を受けて、スマート防災エコタウンを積水ハウスにより事業化しました。再生可能エネルギーを地産地消することで、年間307トンのCO₂排出削減効果があり、地域の防災力を高めることにもなり、非常時も最低3日間は通常の電力供給が可能とされ、病院や避難所等に活用できております。地域新電力事業を立ち上げたことにより、雇用の創出や電力料金を住民に還元でき、地域経済活性化に貢献できるといったメリットがあるそうです。ぜひ今後の施設整備計画には、このような環境省のエコタウン事業等の活用も含め、国の動向を注視して未来型の施設となるような調査研究をぜひお願いしたいと思います。

そして、伊勢原市には先日も提案したのですが、今後の不燃・粗大ごみ処理施設にリサイクルプラザや家具の再生工房等を併設して、環境教育やゼロエミッション社会への取組をし、思い切ったイメージアップをお願いしたいと思っております。

最後に、組合におかれましては両市の調整役となって、地域住民に賛同していただけるような最適な施設更新計画を策定していただき、まずは地元自治会の皆様に提示していただき、一日も早く具体化していただくことを要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相原 學議長 以上で田中志摩子議員の一般質問を終わります。

横山むらさき議員。

[横山むらさき議員登壇]

○3番横山むらさき議員 秦野市選出の公明党、横山むらさきです。1、はだのクリーンセンターの災害対策について一般質問させていただきます。

今月、東日本大震災発災から10年という節目を迎えました。発災半年後、私ども公明党会派で宮城県南三陸町へボランティア参加いたしまして、当時災害ごみの瓦礫等分別に携わらせていただくことがありました。先日、3月26日には政府地震調査委員会が、今後30年間の予測地図を示され、神奈川県において巨大地震発生の確率の高いエリアがほぼ全域を占め、強い揺れに襲われるリスクが裏づけられております。先月に続き、今月も20日に宮城県沖地震による強い揺れがあり、地震への備えは大

丈夫かと感じているところです。また、この10年を振り返ると、自然災害の発災は地震ばかりでなく、台風や長時間降り続ける豪雨による風水害が激甚化、多発化しており、大変懸念しております。

しかし、こうした大規模災害の際において、この二市組合の業務は影響を最小限に抑え、運営を継続させていかななくてはなりません。そこで、以前、地区回覧で戸別配布された秦野市作成の本町地区の防災マップによりますと、はだのクリーンセンターのエリアは土砂災害警戒区域となっております。はだのクリーンセンターは急傾斜地にあり、土石流の発生が予測されるエリア内にあります。また、内水氾濫区域危険箇所マップによると、土石流危険溪流氾濫区域としてマーキングをされております。このような立地であります、はだのクリーンセンターは災害時にどのようなリスクがあると考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

二次質問以降につきましては、質問者席で伺います。

〔横山むらさき議員降壇〕

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 横山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターの災害対策についてです。御質問にもありましたが、はだのクリーンセンターの敷地は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にあります。また、土石流の堆積や氾濫により被害を及ぼすおそれのある溪流が施設の近くに存在していることから、土石流危険溪流氾濫区域にも指定されています。こうした土砂災害等の発生リスクを考慮し、はだのクリーンセンターの建設時には、特に敷地南側の斜面や、その表層面の状態について現地踏査をするとともに、ボーリング調査で得られた地層の構成を踏まえ、平常時及び大規模地震発生時における地盤の安定計算を実施しております。その結果、斜面に樹木が多く存在し、地滑りの原因となる切土、盛土等の人為的な行為も見られないことから、現状で十分に安定性を有した地盤であることを確認できているものです。

以上です。

○相原 學議長 横山むらさき議員。

○3番横山むらさき議員 今のお話だと、建設時の調査で土砂災害のリスクは少ないと分析されているということが分かりました。しかしながら、昨今、風水害は尋常でなく、また解明されていない線状降水帯の発生で長時間集中豪雨などに遭遇したら、土砂崩れの可能性は完全には否定できないのではないかと心配しております。ここ数年、連続した猛暑の影響かと思うのですが、山肌が非常に乾燥し、土の力を失ってきております。また、権現山周辺の道路では一部土砂が崩落しているのを見ると、危険ではないかと感じているところです。さらに、樹木の乾燥も非常に進んでいて、根の張りにも力がなくなってきているのではないかと危惧しております。

そこで、万が一、土砂災害が発災した場合は、どのように事業を継続されるのか、対応はどうされるかお伺いしたいと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

はだのクリーンセンターの建設時の調査では、周辺地盤が安定しているという結果が示されておりますので、大規模な土砂災害が発生し、はだのクリーンセンターの敷地全体が土砂で覆われるようなリスクは低いものと捉えています。しかし、万一、土砂が堆積してしまった場合は、多少であれば土砂を寄せる等の作業を行って、プラットホームや灰搬出ヤード、各種薬品の受入口等への通行路を確保することで、搬入ごみの受入れと施設の稼働を継続できると考えています。

また、現状の施設体制においては、通行路の確保に時間を要すると見込まれる場合でも、伊勢原清掃工場90トン焼却施設で一時的に受け入れることが可能であります。なお、90トン焼却施設の処理能力を超えるごみ処理が必要な場合、あるいは同施設の稼働停止後につきましては、湘南地域の5市3町1一部事務組合で締結している一般廃棄物の処理に係る相互援助協定や、民間事業者等と締結している災害廃棄物等の処理に関する基本協定に基づき、圏域外に所在する施設等へ協力を要請していくことを想定しております。

以上です。

○相原 學議長 横山むらさき議員。

○3番横山むらさき議員 今お話を聞きました。万一、土砂災害が起きたとしても、影響はそう大きくないであろうということでありました。理解しました。

90トン焼却施設が、今まだ稼働しているので、そこを当てにするところもありますが、今、はだのクリーンセンター1施設化に向けているので、そこはあまり当てにした計画はよくないかなと思います。

もう一つ懸念する材料としては、台風の激甚化であります。一昨年の台風15号の折には、皆様記憶にまだ残っていると思っておりますが、千葉県では鉄塔が倒れ、送電線が切断し、約280日にも及ぶ停電が発生しました。秦野市、伊勢原市においても多くの鉄塔が建っております。また、地震による断水等も考えられます。そのような事態が発生した場合については、どのように対策を講じることになっているのかお伺いしたいと思います。

○相原 學議長 事務局長。

○小清水雅之事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

はだのクリーンセンターにおける台風や落雷等による停電リスクにつきましては、電気系統を電力会社から切り離して運転を行う自立運転を実施することで、送電線網や変電所等の電力会社側で発生する突発的な停電の影響を回避することが可能です。しかしながら、断水が発生した場合は、焼却炉の運転に必要な不可欠である水道水の供給を受けることができなくなります。施設内の水槽に貯留している水道水を使い、2日間程度であれば運転を継続できますが、断水が長引く場合は、復旧までの間、焼却炉を停止させる必要がありますので、被害を受けていない施設へ協力をお願いする必要が生じる

可能性があります。

また、電力や水供給のほか、焼却炉の運転においては灰の搬出及び薬品類の供給が不可欠となりますので、広域的な災害の発生に備え、搬出、供給ルートを確認することが重要です。このうち、灰の搬出ルートにつきましては、リスク分散のため、全国の複数箇所に分散して搬出しているほか、薬品の供給につきましては、施設の長期包括運營業務委託事業者の供給ルートを活用することができるものと考えております。

本組合といたしましては、今後も災害対策の強化に努めていくとともに、東日本大震災から10年が経過したことも踏まえ、その教訓を意識しつつ、改めて危機管理マニュアルの点検、見直し等を行い、非常時にも安心、安全、安定的な運営が継続できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○相原 學議長 横山むらさき議員。

○3番横山むらさき議員 改めて危機管理マニュアルの点検、見直しを行われると。安定運営の継続ができるように取り組むということをお伺いいたしました。今後の事業継続計画（BCP）のほう、もう一度重要だと思しますので見直していただきたいと思います。

先ほど10年前に宮城県南三陸町に災害廃棄物の分別のお手伝いに行ったこととお話ししましたが、災害廃棄物のスムーズな処理のためには、昨年11月に民間事業者と協定を結んで迅速に処理するというのを伺っておりますけれども、市民に協力を平時から、また万が一そういう災害廃棄物等が出た場合の処理方法を理解しておいていただくことは大事ではないかなと思えます。

生活ごみと災害廃棄物の分別処理について、生活ごみの中にはトイレ等の汚物等の排出も生活ごみに入ってくると思いますので、その出し方等もやはり市民に事前に理解しておいていただくことは大事ではないかなと思っております。今、市民版災害廃棄物処理ハンドブックというのを岡山県倉敷市、大規模災害が起きて、その後浸水被害で廃棄物処理に大変苦労されたということで、市民向けのそういうハンドブックを出されておりますが、ぜひ秦野市、伊勢原市、二市組合の3者で協議していただいて、そのような市民向けの対応もお願いしたいと要望しまして、私からの質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○相原 學議長 以上で横山むらさき議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○相原 學議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 相 原 學

会議録署名議員 安 藤 玄 一

会議録署名議員 八 尋 伸 二